

議 第 二 号

仙台市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百九条の二及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成二十四年三月十六日

提 出 者

議会運営委員会 委員長 齋藤 範 夫

仙台市議会議長

佐藤 正昭 様

仙台市議会委員会条例の一部を改正する条例

仙台市議会委員会条例（昭和三十四年仙台市条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号1中「震災復興本部」を「総務企画局」に改め、同号2中「総務企画局」を「復興事業局」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

理 由

仙台市事務分掌条例の改正にあわせ、常任委員会の所管を改めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。